

議会議案第7号

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例の全部改正について

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成25年3月22日提出

提出者

奈良市議会 議会制度検討特別委員長

天 野 秀 治

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（平成14年奈良市条例第47号）の全部を改正する。

奈良市議会が目指す「市民とともに歩む開かれた議会づくり」は、市民と議員における揺るぎない相互の信頼関係という基盤の上に成り立つものである。

そのためには、政治倫理に関する規律をさらに高め、議員は市民の代表であるという自覚と良識を持ち、自らの明確な政治倫理規準に基づき公明正大な市政の推進に努めるとともに、誇りと使命感を持って市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。ここに、市民と議員との信頼関係の確立に向け、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、奈良市議会議員（以下「議員」という。）が、その地位が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員及び市民の責務）

第2条 議員は、市民の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚して自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。

2 議員は、公正な職務を妨げるいかなる不当な働きかけにも屈してはならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に、真実を明らかにして説明責任を果たさなければならない。

4 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理規準）

第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政

治倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 市民全体の奉仕者として行動するものとし、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品を授受しないこと。
 - (3) 市（市の出資法人（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している公益財団法人、一般財団法人及び株式会社をいう。以下同じ。）を含む。次条第1項において同じ。）が締結する工事、製造その他の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約及び業務委託契約（以下「請負契約等」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関して特定の業者を紹介し、若しくは推薦し、又は妨害し、若しくは排除する等の働きかけをしないこと。
 - (4) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
 - (5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (6) 政治活動に関して法人その他の団体から政治的又は道義的な批判を受けおそれのある寄附を受けないものとし、その資金管理団体についても、同様とすること。
 - (7) その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行わないこと。
 - (8) 市又は市の出資法人が補助金等を交付する団体（住民自治組織を除く。）等の役員に就任しないよう努めること。
- 2 議員は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

（請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項）

第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に関

与している企業で次の各号のいずれかに該当するものに対し、市に対する請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退させるよう努めなければならない。

(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が年額100万円以上の報酬、顧問料その他これらに準ずるものを收受している企業

(3) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

2 議員は、前項の規定により関係企業が請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退するときは、市民に疑惑を持たれないように責任を持って関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

3 議員は、第1項に規定する関係企業があるときは、その企業の名称、所在地及び代表者並びに当該企業におけるその役職又は親族関係等の関連を記載した関係企業報告書を、任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に同項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）に作成し、議長に提出しなければならない。

4 議員は、前項の規定により作成し、議長に提出した関係企業報告書又はこの項の規定により作成し、議長に提出した関係企業変更報告書の内容に変更がある場合は、その変更の内容について、前項に掲げる事項を記載した関係企業変更報告書を作成し、速やかに議長に提出しなければならない。

5 第2項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に第1項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）に議長に提出するものとする。

6 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。

7 市長は、前項の辞退届の提出状況を公表するものとする。

(宣誓書の提出)

第5条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。

(市民の調査請求権)

第6条 市民(議員を除く。)は、議員に次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長に調査を請求することができる。

(1) 第3条に規定する政治倫理規準

(2) 第4条に規定する請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項

2 議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、奈良市政治倫理審査会条例(平成25年奈良市条例第3号。以下「審査会条例」という。)に基づき設置する奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)による調査を求めため、調査請求書(添付資料を含む。)の写しを遅滞なく市長に送付しなければならない。

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

第7条 議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に規定する贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に規定する犯罪その他職務に関連する犯罪(以下これらを「職務関連犯罪」という。)により起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、当該議員は、身柄を拘束されている場合を除き、その理由を市民に説明する会(以下「説明会」という。)の開催を議長に求めなければならない。

2 議長は、前項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。

3 前項の規定による説明会が開催されないときは、市民は、有権者(法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。)100人以上の連署をもって、議長に説明会の開催を請求することができる。

4 前項の規定による請求は、当該議員が起訴された日の翌日から起算して50日以内に行わなければならない。

5 議長は、第3項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催し

なければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。

- 6 市民は、説明会において、当該議員が行った説明に関し当該議員に質問することができる。

(職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会)

第8条 前条の規定は、議員が職務関連犯罪により有罪とする第一審判決の宣告を受けた場合において、なお引き続きその職にとどまろうとするときに準用する。この場合において、同条第4項中「起訴された日の翌日から起算して50日以内」とあるのは、「判決の宣告を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から20日以内」と読み替えるものとする。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第9条 議員は、職務関連犯罪により有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項及び法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続をとるものとする。

- 2 議会は、前項の規定による辞職手続をとらない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。

(議員の協力義務等)

第10条 議員は、審査会条例第7条第1項の規定による求めがあったときは、必要な資料を提出しなければならない。

- 2 議員は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。
- 3 議長は、審査会条例第7条第4項の規定により市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

(調査報告書の公表等)

第11条 議長は、審査会条例第6条第3項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その要旨を速やかに公表するとともに、その内容を第6条第1項の規定による請求をした市民に通知しなければならない。

- 2 議長は、前項の調査報告書の写しを、市長から送付を受けた日の翌日から

起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 3 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている調査報告書の写しの閲覧を請求することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた議員の行為について適用する。
- 3 第7条から第9条までの規定は、施行日以後に起訴され、又は有罪とする第一審判決の宣告を受けた議員について適用する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に議員である者の第4条及び第5条の規定の適用については、第4条第3項及び第5項並びに第5条第1項中「任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

(検討)

- 5 議長は、この条例による改正後の奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の施行後4年を経過するまでの間において、改正後の条例の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(提案理由)

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（以下「本条例」という。）の全部改正に当たっては、議会制度の改革を推進し、制度全般の調査・検討を行う議会制度検討特別委員会（以下「本委員会」という。）において、調査・検討が行わ

れた。本条例の全部改正は、平成23年9月に開催された本委員会で、同年9月定例会で議決した、奈良市議会の信頼回復に関する決議の内容を踏まえ、平成14年に制定された本条例を抜本的に見直すことを検討議題とされたいとの議長提案を受けて合意形成され、本年2月までに延べ20回の委員会を開催し、条文ごとに議員間の討議により検討が進められてきた。

あわせて、条文に対する法的所見や条文の根拠となる立法事実の明確化などについて調査・報告を求めるため、平成24年6月定例会で、地方自治法第100条の2による専門的知見の活用を議決し、調査を市内のやすらぎ法律事務所所属の3名の弁護士に委託した。3氏からは、3度にわたる考察が提出され、全議員を対象とした意見交換会に2度出席を求め、議員との活発な意見交換を行った。また、別途、会派に対し、意見聴取の場も設けられたところである。

審査の過程で、奈良市長等政治倫理条例及び奈良市政治倫理審査会条例の策定に向けた検討が、市長側において進められたため、本委員会として、本条例と市長側の条例との法的整合性を担保するため、市長が開催した奈良市政治倫理条例検討委員会の動向を注視し、本委員会で逐一、報告を行いながら検討が進められてきた。

これら、多面的な調査・検討によって、本条例の全部改正素案が本委員会で決定され、各委員から提出された意見とあわせて、平成24年11月から12月までパブリックコメントを行い、結果の取りまとめを「市議会の考え方」として決定し、公表した。

パブリックコメントの意見を素案に反映した最終案は、本年2月の本委員会で採決され、委員長を除く委員の賛成多数で、全部改正議案として提出すべきと決定し、本委員会提案として今定例会に提出することに至った次第である。

本市議会が目指す「市民とともに歩む開かれた議会づくり」は、市民と議員における揺るぎない相互の信頼関係という基盤の上に成り立つものである。そのためには、政治倫理に関する規律をさらに高め、議員は市民の代表であるという自覚と良識を持ち、自らの明確な政治倫理規準に基づき公明正大な市政の推進に努めるとともに、誇りと使命感を持って市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。

よってここに、市民と議員との信頼関係の確立に向け、本条例を全部改正し

ようとするものである。

(参考)

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（抄）

(目的)

第1条 この条例は、奈良市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある贈与等を受けないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (4) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。

2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするように努めなければならない。

(市民の調査請求権)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者は、議員が政治倫理基準に違反していると認められるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、同条に規定する選挙権を有する者の総数の200分の1以上の者の連署又は議員3人以上の紹介をもって、議

長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。

（審査会の設置等）

第5条 議長は、調査請求を受けたときは、奈良市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員7人をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、議員のうちから4人を、学識経験を有する者のうちから3人を議長が指名する。
- 4 審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員である委員は、その職を失ったとき、その任期を終了するものとする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（政治倫理基準違反の審査）

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、調査請求の適否又は政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、調査請求をされた議員（以下「当該議員」という。）及び関係者に対し、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、当該議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により公開とすることができる。
- 5 審査会は、第1項の規定による審査を終了したときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。
- 6 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その概要を速やかに公表しなければならない。

（議員の協力義務）

第7条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席しなければならない。

(審査結果の尊重)

第8条 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる当該議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。